平成２４年（フ）第１１４５号
広島市南区東霞町８番10号
破産者　大田　克己
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６５号
福岡市博多区麦野３丁目７番５号
破産者　長谷川秀子
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８３４号
福岡県福津市光陽台南２番１号
破産者　松尾　勝利
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２号
山形県酒田市駅東２丁目12番地の20、開始決定時の住所山形県酒田市東泉町３丁目１番地の９
破産者　田代　孝一
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第５５号
群馬県太田市新井町234番地１　新井市営住宅2007号、申立時の住所群馬県太田市高林東町1780番地
破産者　岡田　俊子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２１１４号
東京都品川区西大井２丁目17番19号　中村ビル201、開始決定時の住所横浜市青葉区桂台２丁目37番地３　マグノーリエ青葉台208号
破産者　中村　誠
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４号
鳥取県東伯郡北栄町江北451番地68
破産者　橋本　豊文
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１５号
鳥取県東伯郡北栄町江北451番地68
破産者　橋本　敦子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９７７号
福岡市早良区四箇田団地２番404号
破産者　吉岡　清和
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４６号
三重県津市長岡町3060番地１
破産者　平山博秀こと　申　　博秀
1　破産債権の届出期間　平成25年７月25日まで
2　一般調査期日　平成25年９月20日午前11時30分
平成25年６月24日　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６９号
京都市伏見区日野谷寺町26番地19
破産者　蕪野　和哉
1　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
2　一般調査期日　平成25年８月30日午後２時50分
平成25年６月24日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
福岡県大野城市南ケ丘１丁目19番８号
破産者　池田　進一
1　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
2　一般調査期日　平成25年９月12日午後１時30分
平成25年６月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９８号
岐阜県瑞穂市美江寺687番地５
破産者　株式会社タクミ
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年10月８日午前11時40分
平成25年６月24日　岐阜地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６３１号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地の62
破産者　有限会社秋田重機産業
異議申述期間　平成25年８月21日まで
平成25年６月21日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０１３号
東京都品川区西五反田８丁目１番５号
清算株式会社　日本アビオニクス販売株式会社
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２５年（再）第３号
岡山市北区御津矢原1754番地
再生債務者　有限会社御津砕石工業所
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月29日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年８月29日から平成25年９月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

決議に付する決定

平成２３年（再）第１号
静岡県菊川市河東5442番地の５
再生債務者　学校法人南陵学園
1　決議に付する計画案　平成25年６月12日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成25年８月２日まで
平成25年６月21日
静岡地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号
横浜市港南区丸山台２丁目39番３号
再生債務者　東洋工業株式会社
1　決議に付する計画案　平成25年６月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年７月26日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年７月24日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年７月24日
平成25年６月19日
横浜地方裁判所第３民事部